

議案第19号

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正について

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例（令和2年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

小松市立国府子育てセンター	小松市河田町丁40番地1
---------------	--------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例（令和2年小松市条例第33号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
設置する施設		設置する施設	
名称	所在地	名称	所在地
~~~~~		~~~~~	
小松市立符津子育てセンター	小松市符津町ハ 100 番地	小松市立符津子育てセンター	小松市符津町ハ 100 番地
		小松市立国府子育てセンター	小松市河田町丁 40 番地 1
		附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	

議案第20号

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の一部改正について

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則（令和3年小松市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表国府児童クラブ1の項及び国府児童クラブ2の項中「小松市小野町庚8番地1」を「小松市河田町丁40番地1」に改める。

別表松東児童クラブの項を削り、同表に次のように加える。

松東児童クラブ	小松市江指町丙30番地
---------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表国府児童クラブ1の項及び国府児童クラブ2の項を改める改正規定は、小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例（令和3年小松市条例第 号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則（令和3年小松市教育委員会規則第33号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
那谷児童クラブ	小松市那谷町ニ 54 番地 1	那谷児童クラブ	小松市那谷町ニ 54 番地 1
国府児童クラブ 1	小松市小野町庚 8 番地 1	国府児童クラブ 1	小松市河田町丁 40 番地 1
国府児童クラブ 2	小松市小野町庚 8 番地 1	国府児童クラブ 2	小松市河田町丁 40 番地 1
中海児童クラブ	小松市中海町山林ニ 8 番地 1	中海児童クラブ	小松市中海町山林ニ 8 番地 1
松東児童クラブ	小松市江指町丙 30 番地	東陵児童クラブ	小松市西軽海町 1 丁目 41 番地
東陵児童クラブ	小松市西軽海町 1 丁目 41 番地	能美児童クラブ 1	小松市能美町ソ 51 番地
能美児童クラブ 1	小松市能美町ソ 51 番地	能美児童クラブ 2	小松市能美町ソ 51 番地
能美児童クラブ 2	小松市能美町ソ 51 番地	松東児童クラブ	小松市江指町丙 30 番地
		<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表国府児童クラブ 1 の項及び国府児童クラブ 2 の項を改める改正規定は、小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例（令和3年小松市条例第 号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。</p>	

## 小松市学校給食費補助金交付要綱の制定について

小松市学校給食費補助金交付要綱を次のように制定する。

### 小松市学校給食費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、小松市学校給食費補助金の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 この要綱は、小松市立学校以外の中学校、義務教育学校又は特別支援学校（中学部に限る。）に通学する中学3年生の生徒を持つ保護者であって、本市の区域内に住所を有する者が負担すべき学校給食に要する経費に対して補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的とする。

#### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準じる者として市長が認める者をいう。
- (3) 生徒 本市の区域内に住所を有し、本市の区域外の中学校、義務教育学校又は特別支援学校（中学部に限る。）に通学している中学校第3学年に相当する学年に在学する者（公立中学校又は義務教育学校に通学している者は、教育委員会が認めた者に限る。）をいう。

#### (補助金の交付)

第4条 生徒の保護者に対し、小松市学校給食費補助金（以下「補助金」

という。)を交付する。

(交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている世帯の生徒の保護者は交付対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、学校給食費であって交付対象者が負担した額の合計額とする。ただし、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項第2号に規定する学校給食費の支弁額及び要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年文部大臣裁定)第2条第2項に規定する特別支援教育就学奨励費補助金の額を除くものとする。

(補助条件)

第7条 市長は、補助金の交付に当たり条件を付すことができる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、あらかじめ小松市学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に給食費支払状況表(第2号様式)を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の提出があったときは、速やかに補助金を交付すべきかを決定するとともに、補助金の給付を決定したときは、当該補助金の補助額を確定させ、指定された口座等への振込等により補助金を交付するものとする。この場合において補助金の支給の決定にかかる通知については、その補助の交付をもってこれに代えるものとする。

2 市長は、前条の提出に対し補助金の交付をしない決定をしたときは、交付申請者にその旨の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、前条第1項の交付決

定を取り消し，又は既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，公表の日から施行し，令和 3 年 9 月分以後の学校給食費について適用する。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所  
氏 名  
連絡先

小松市学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

小松市学校給食費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請し、補助金額が確定したときは、その支払いを請求します。

記

金額 円

（口座振込金融機関）

金 融 機 関 名	支 店 名	預金種別
銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所	・普 通 ・当 座 ・
口座番号(7ケタ)		口 座 名 義 (カナ)

※ 申請者名義の口座を記入してください。

※ 口座番号、口座名義等は、金融機関に確認のうえ、記入してください。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（通学している学校長宛）

学校長 様

保護者 住所  
氏名 印  
電話番号  
（自署の場合は押印不要）

- 1 区 分 中学校（部）  
2 就学奨励等の助成の有無 （有 ・ 無） ※どちらかを囲む  
3 給食費支払額

4月	円	8月	円	12月	円
5月	円	9月	円	1月	円
6月	円	10月	円	2月	円
7月	円	11月	円	3月	円
合計金額			円		

学 校 名  
学 年  
生 徒 名

令和3年度における給食費の支払状況について上記のとおり証明いたします。

（通学している学校長名）

印

## 子育てセンターの指定管理について

### 1. 指定管理者を選定する施設及び選定方法

クラブ名	実施場所	選定方法
国府児童クラブ1・2	小松市立国府子育てセンター	公募

※令和3年度施設整備、令和4年4月開所予定

### 2. 今後のスケジュール（予定）

- 8月～ 募集
- 10月 指定管理者選定会
- 12月 指定の議決
- 4月 事業開始

### 3. 運営体制

区分	令和3年度	令和4年度
指定管理団体	12クラブ	14クラブ
交付金団体	22クラブ	20クラブ
運営業務委託団体	1クラブ	1クラブ

## 令和3年度グッドマナーキャンペーンについて

### 1. 趣旨

- 市・学校・心の教育を推進する団体が連携・協力しながら、まず大人が規範となり、青少年に公共マナーの大切さや交通ルールの遵守を呼びかける。
- 「心の教育推進協議会」（事務局 石川県教育委員会 生涯学習課内）が主催するグッドマナーキャンペーンに賛同し、小松市内においても一斉に活動することで、青少年健全育成推進の気運を高める。
- 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で、縮小体制で実施する。

### 2. 小学校の取組み

- ウォームアップ週間～9月30日を中心として、各校の実状に合わせて交通指導・挨拶運動と兼ねて実施する。
- 市民運動として取り組んでいる「早寝早起き朝ごはん運動」「グッドマナーこまつ」との連携のもと、マナーや生活リズムの向上を呼びかける。

### 3. 中学校・高等学校の取組み

- 9月21日（火）～28日（火）を強化週間とし、各校の実状に合わせて交通指導・挨拶運動と兼ねて実施する。（時間帯 7:30～8:00）
- 生徒（会）が自主的・積極的に挨拶運動に参加するよう指導していく。

### 4. 市内協力団体の取組み

- 秋の全国交通安全運動の早朝街頭キャンペーンに合わせて、小松・栗津・明峰の市内3駅において交通指導・挨拶運動を実施する。
- 9月21日（火）に各駅5名程度で実施予定。  
（時間帯 小松駅・栗津駅 7:20～8:00 明峰駅 7:10～7:50）
- 小松市社会教育委員, 小松っ子を育てる市民会議委員, 青少年育成推進指導員, 少年育成センター育成員に協力いただく。

### 5. その他

- 各小・中・高等学校において、9月末までのぼり旗を設置する。

## 日本大学芸術学部との連携事業について

小松市と日本大学芸術学部との包括連携協定に基づき、下記のとおり日芸教授による「オンライン特別授業」を実施するもの。

- 1 日 時 令和3年8月18日（水）9：00～12：00 ワークショップ  
27日（金）9：00～12：00 作品講評
- 2 内 容 スマホを使った写真と動画の撮影  
テーマ「自慢の〇〇紹介します！～アート編」
- 3 講 師 日本大学芸術学部 写真学科 田中 里実 教授  
放送学科 安部 裕 教授  
放送学科 石毛 みさこ 助教  
音楽学科 川上 央 教授  
美術学科 鞍掛 純一 教授
- 4 対象者 小松市立高校普通科芸術コース1年 39名